

長期履修学生制度について

東京大学文学部では、障害がありながらも学習を希望する者の学習機会を拡大することを目的として、個人の事情に応じて標準修業年限を超えて履修することを可能とする「長期履修学生制度」を導入します。

この制度は、2年という標準修業年限分の授業料で、3～4年とする履修計画を立てることを可能とするものです。ただし、許可された修業年限は、原則として変更することはできません。

また、長期履修学生制度を利用せずに、休学することも可能です。休学取得についても併せてご検討ください。

1 対象者

視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者。

2 長期履修学生制度の申請

長期履修学生に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (I) 新たに本学部に入學（進学）する者
- (II) 既に本学部に入學し、原則として、入學した期間（休学期間を除く）が1年未満である者

長期履修学生制度の利用を希望される方は、専修課程主任教員へ相談し承認を得て、令和6年4月8日（月）までに障害者手帳（写）又は医師の診断書を添付のうえ「長期履修申請書」を提出してください（申請書は学生支援チームにてお渡ししております）。また、入學手続の際にも長期履修学生制度の利用を希望する旨お伝えください。

障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、及び履修計画を勘案のうえ、長期履修学生の決定を行います。

長期履修学生として履修を許可された者に対しては長期履修許可通知書を発行します。

この制度の詳細については、学生支援チーム学部担当（03-5841-3709）までお問い合わせください。